

岩手県野球協会登録料等基準

- 1 岩手県野球協会（以下「協会」という。）規約第5条、第6条及び第22条の規定による登録料等の基準については、次による。
- 2 協会の年間会費及び登録料等は、次による。

区 分	年間登録料
(1) 郡市野球協会会費	50,000 円
(2) 還暦野球連盟・50歳野球連盟会費	40,000 円
(3) チーム登録	一般チーム・OBチーム 1チーム 15,000円 選手等 1人 200円
	少年チーム（学童部・少年部） 1チーム 10,000円 選手等 1人 50円
(4) 郡市野球協会会員・市町村野球協会会員登録	1人 5,500円
(5) 協会役員登録	1人 5,500円
(6) 審判員登録	1人 5,500円
備考	
(1) 上記(4)、(5)及び(6)の重複登録する場合の年間登録料は、1人 5,500円とする。	
(2) 郡市野球協会会員、市町村野球協会会員の登録範囲は、当該野球協会の会員名簿による。	

- 3 上記の年間会費及び年間登録料等は、毎年度予算及び決算に計上し、経理する。

この基準は、平成27年1月1日から適用する。

（平成27年3月 1日 全部改正）

（平成29年2月26日 一部改正）

（平成31年2月24日 一部改正）

（令和 4年3月 6日 一部改正）

（令和 8年2月11日チーム登録料を改正、令和8年2月11日から適用する。）